主な制度融資の現況

平成18年12月5日現在

	制度名	貸付限度	使途	期間	利率
新津商工会議所	会員向け特別融資制度	新潟市新津地域内全金融機関と提携し、金利・スピード面などの優遇措置を設けた融資制度です。貸付限度額や利率等は、お取引き金融機関にお問い合わせ願います。			
国民生活金融公庫	普通貸付	4,800万円	運転 設備	5年以内 5~7年以内	2.40% 2.45%
		特定設備 7,200万円	設備	20年以内	2.40%～2.80%
	経営改善貸付	550万円	運転 設備	5年 7年	2.10%
	教育貸付	200万円	教育資金	10年	2.30%
新潟市	地方産業育成資金	1,000万円	運転 設備	5年 7年	保証付 1.95% 保証無 2.45%
	一般融資	2,000万円	運転 設備	7～8年	保証付 2.05% 保証無 2.55%
	夏期・年末資金	700万円	運転	7年	保証付 1.75% 保証無 2.25%
	商店街等活性化対策資金	資金使途等により異なる	運転 設備	7年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	無担保無保証人融資	1,000万円	運転 設備	7～10年	2.05%
	工場等新増設資金	2億円	設備	7～12年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	設備近代化資金	8,000万円	設備	7～12年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	中小企業振興資金	1億5千万円	運転・設備・転貸	1年～	年数により異なる
	中小企業近代化資金	総投資額の30%以内	設備	金融機関の定めるところによる	申請時の長期プライムレートで算出
	中小企業共同施設資金	総投資額で定めた割合以内	設備		
	中小企業開業資金	1,000万円	運転 設備	5～10年	2.25%
	人材確保・時短促進資金	5,000万円	設備	7年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	経営支援特別融資	3,000万円	運転	9年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
	中小企業資金繰り円滑化借換融資	3,000万円	既往市制度融資借入金の返済	10年	1.90%
新潟県	経営安定資金	4,000万円 ～6,000万円	運転 設備	5年 7年	2.15%
	商店街活性化支援枠	5,000万円 (うち、運転資金1,500万円)	運転 設備	5年 7年	1.90%
	連鎖倒産防止枠	債権額の範囲内で3,000万円	運転	7年	1.70% ～1.90%
	中小企業創業支援資金	2,000万円	運転 設備	5年 7年	2.00%

新津商工会議所が新潟県信用保証協会と提携！
“「アローズ」で資金繰りの円滑化”
会員向け特別保証制度「アローズ」のお知らせ

当会議所では新潟県信用保証協会と提携し、当所の会員向けで、より有利な条件で保証が受けられる、特別保証制度を創設しました。

この特別保証制度は、保証協会が無担保で迅速な保証を提供するもので、保証残高によっては保証料率の優遇も受けられます。

1. 利用いただける方（次の要件をすべて満たす方）
（1）当所会員歴が6か月以上で利用時点で会費の滞納がない方
（2）当所会員以外の方で経営指導員等による経営指導を6か月以上受けている方
（3）CRD（中小企業信用リスク情報データベース）評点が、信用保証協会の定める基準以上である方

2. 制度概要

保証金額	500万円（ただし、運転資金は直近の決算による平均月商の2ヶ月分が上限）
保証期間	運転資金：5年以内　　設備資金（運転設備資金含む）：7年以内
信用保証料率	信用保証協会の所定料率（年0.50%～2.20%の9段階） （注）信用保証料率には、割引した料率が適用となる場合もあります。また、特別小口保証（0.60%）、経営安定関連保証（0.80%）、県制度融資保証および市町村特別保証（0.50%～1.87%）等の特別保証と併せてご利用される場合は、それら特別保証の料率が適用
連帯保証人	個人：原則として不要　法人：原則として法人代表者
担保	不要

3. 申込み方法
会員確認依頼書（当会議所窓口にあります。また、平成18年12月1日より新津商工会議所ホームページからも http://www.niitsu.or.jp/ ダウンロードできます。（印刷利用可））を記入捺印のうえ、商工会議所窓口まで持参いただくか、融資お申込みの金融機関を通じ、会議所特別保証「アローズ」を利用する旨お伝えください。窓口持参の場合はその場で確認し発行いたします。金融機関経由の場合は、本人もしくは金融機関へ確認のうえ送付いたします。

※確認書の発行は保証の承諾をお約束するものではありません。保証協会の審査によってはご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

平成18年　税制改正の主なもの［所得税］

1. 税率構造の見直し　19年分から適用

改正前　4段階

課税所得	税率
～ 330万円	10%
330万円～ 900万円	20%
900万円～1,800万円	30%
1,800万円～	37%

➡

改正後　6段階

課税所得	税率
～ 195万円	5%
195万円～ 330万円	10%
330万円～ 695万円	20%
695万円～ 900万円	23%
900万円～1,800万円	33%
1,800万円～	40%

2. 定率減税の廃止　19年分から適用

平成18年分の年末調整では、10%控除できます。（12.5万円を限度）

3. 少額減価償却資産の必要経費算入の特例

適用期間が伸びて、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等した少額減価償却資産（取得価額10万円未満は除く）についても、その取得価額の全額を必要経費に算入できます。（ただし、取得価額の合計額300万円を限度）

4. 地震保険料控除の創設（損害保険料控除の改組）19年分から適用

19年分以後より適用。地震保険料の全額（最高5万円）を控除。なお、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険料は、従前と同様の計算による金額（最高1万5千円）を控除。（上記控除と合わせて最高5万円）
※地震保険と重複適用は不可。

5. 寄付金控除制度の改正　18年分から適用

寄付金控除の適用下限額が5千円（改正前：1万円）に引き下げられます。

6. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設　18年分から適用

居住者が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、地方公共団体が作成した一定の計画区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります）の一定の耐震改修をした場合には、当該住宅耐震改修に要した費用の額の10%相当額（最高20万円）を控除することとされました。

7. 家事関連費等の必要経費不算入等　18年分から適用

個人が供与をする賄賂の額は必要経費等に算入しないこととされました。

8. 会社法制定関連の改正（配当所得等）　18年分から適用

①みなし配当の対象事由が変わります。
②確定申告を要しない配当所得の計算方法が変わります。

中小企業大学校　三条校　1～3月予定表

研修コース	研修期間	受講料
職場のコミュニケーション能力養成コース	1／15(月)～1／17(水)	30,000円
実践！提案営業で売上アップ	2／ 6(火)～2／ 8(木) 3／15(木)～3／16(金)	41,000円
目標による管理の作り方・進め方	2／ 7(水)～2／ 9(金)	27,000円
業務改善と標準化の進め方	2／14(水)～2／15(木) 3／12(月)～3／14(水)	41,000円
原価管理の進め方	2／20(火)～2／23(金)	41,000円
やる気を起こす部下の育て方	3／ 6(火)～3／ 9(金)	41,000円

※問い合わせ・申込先
〒955－0025　三条市上野原570
ＴＥＬ0256－38－0770(代表)
ＴＥＬ0256－38－0773(研修課直通)
中小企業大学校三条校ホームページ　http://www.smrj.go.jp/inst/sanjyo/

年末調整個別相談会
－給料・賞与を支払っている方へ－

事業主は、使用人や事業専従者について、給与の支払の際に源泉徴収をしていますが、扶養親族の異動や生命保険の所得控除等を考慮すると年税額と一致しません。この不一致を精算するため「年末調整」が必要となります。次の日程で相談会を開催いたしますのでどうぞご利用ください。

日　　時　平成19年1月9日(火) 10日(水)
9時～12時／13時～16時
会　　場　新津商工会議所　3Ｆ
対　　象　新津地域で個人事業を営む方
持参するもの
①決算書の書類一式（11月中に税務署より郵送）
②平成18年分所得税源泉徴収簿（ご記入の上、お持ちください）
③生命保険料・損害保険料の所得控除証明書・国民年金支払証明書
④国民健康保険料払込金額の確認
⑤控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認
※税理士関与の方はご遠慮ください。
主　　催　新津商工会議所・新津中小企業相談所

新大型保障プラン
定期保険 ＋ 普通傷害保険
アクサ生命保険株式会社　アクサダイレクト アクサ損害保険株式会社
アクサ生命保険株式会社 新津営業所
〒956-0864 新潟市新津本町3-1-7
TEL.0250-24-9814　FAX.0250-24-9816

いつでも どこへでも
花キュ～ピット
JFTDのフラワーギフト全国配送システム
(株)川名花店　新潟市新津本町3
☎23－1187